

議員提出議案第 1 1 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）7 月 1 0 日提出

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎 様

（提出者）

宝塚市議会議員	桑 原 健三郎
同	村 松 あんな
同	中 野 正
同	寺 本 早 苗
同	梶 川 みさお
同	末 永 やよい
同	田 中 こ う

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 2． 5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（議員の期末手当の特例）

- 3 令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 4 月 2 9 日までの間に限り、第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 7 2． 5」とあるのは、「1 0 0 分の 1 7 0」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。